



事務連絡
令和元年7月4日

各 (都道府県
保健所設置市
特別区) 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

受動喫煙対策については、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)が本年1月24日及び7月1日よりそれぞれ一部施行されているところですが、今般、事業者における受動喫煙対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が作成されましたので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、貴管下営業者等に内容等の周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に周知をお願いいたします。